

人材確保等支援助成金

魅力ある職場づくりのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、魅力ある雇用創出を図ることにより、人材の確保・定着を目的としています。

制度内容及び支給額

I 雇用管理制度助成コース		< >は生産性の向上が認められる場合
労働協約または就業規則の変更により、通常の労働者に対する雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主のみ））の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成する。		
主な支給内容		
目標達成助成（※）	57万円<72万円>	

※目標達成助成は一定期間経過後に離職率低下目標を達成した場合に支給

II 介護福祉機器助成コース		< >は生産性の向上が認められる場合
介護労働者の身体的負担を軽減するため、新たな介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成。		
* 認定された導入・運用計画に基づき機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がなされていること（機器導入助成）		
* 導入・運用計画期間終了1年経過後に、介護労働者の離職率に関する目標を達成していること（目標達成助成）		
主な支給内容		
機器導入助成	支給対象費用の25%（上限150万円）	
目標達成助成	支給対象費用の20%<35%>（上限150万円）	

※目標達成助成は一定期間経過後に離職率低下目標を達成した場合に支給

III 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース		< >は生産性の向上が認められる場合
賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護・保育事業主に対して助成。		
* 労働協約または就業規則の変更により、介護又は保育労働者に対する賃金制度を整備・実施すること（制度整備助成）		
* 賃金制度整備計画期間終了後の一定期間経過後に離職率低下目標を達成すること（目標達成助成）		
主な支給内容		
制度整備助成	50万円	
目標達成助成（※）	第1回：57万円<72万円>	
目標達成助成（※）	第2回：85.5万円<108万円>	

※目標達成助成は一定期間経過後に離職率低下目標を達成した場合に支給

IV 人事評価改善等助成コース < >は生産性の向上が認められる場合	
<p>生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性向上、賃金アップと離職率低下を実現した企業に対して助成。</p> <p>*労働協約または就業規則を変更することにより、生産性向上に資する人事評価制度及び賃金制度を整備し、賃金アップを実施すること（制度整備助成）</p> <p>*人事評価制度等整備計画の認定申請時から3年経過後に生産性要件を満たすとともに、賃金アップと離職率低下を実現すること（目標達成助成）</p>	
主な支給内容	
制度整備助成	50万円
目標達成助成	<80万円>

V 設備改善等支援コース < >は生産性の向上が認められる場合				
<p>生産性向上に資する設備等への投資を通じ、生産性向上、賃金アップを実現した企業に対して助成。</p> <p>*計画期間はA又はBのいずれかを選択</p> <p>A <<雇用管理改善計画期間1年タイプ>></p> <p>①計画の開始から1年後に、雇用管理改善を達成すること（計画達成助成）</p> <p>②計画の開始から3年後に、生産性向上、雇用管理改善を達成すること（上乗せ助成）</p> <p>B <<雇用管理改善計画期間3年タイプ>></p> <p>計画開始から一定期間経過後に計画開始前と比べて、生産性向上、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成</p> <p>①【計画達成助成（1回目）】…計画の開始から1年後</p> <p>②【計画達成助成（2回目）】…計画の開始から2年後</p> <p>③【目標達成時助成】…計画の開始から3年後</p> <p>※設備導入費用500万円未満は、中小企業のみが対象</p>				
主な支給内容				
計画期間	設備投資費用	1年後	2年後	目標達成時助成
A 1年	175万円以上 1000万円未満	50万円	-	<80万円> 上乗せ助成
B 3年	240万円以上 5,000万円未満	<50万円>	<50万円>	<80万円>
	5,000万円以上 1億円未満	<50万円>	<75万円>	<100万円>
	1億円以上	<100万円>	<150万円>	<200万円>

Ⅵ 雇用管理制度助成コース（建設分野）		< >は生産性の向上が認められる場合
①人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）の支給を受けた上で本助成コースが定める若年者及び女性の入職率に係る目標を達成した中小建設事業主、②雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当を増額改定した中小建設事業主に対して助成。		
主な支給内容		
①	第1回：57万円<72万円>	
	第2回：85.5万円<108万円>	
②	1人あたり年額6.65万円<8.4万円>（最長3年間）	

Ⅶ 働き方改革支援コース		< >は生産性の向上が認められる場合
働き方改革に取り組む上で、人材を確保することが必要な中小企業が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る場合に助成。		
主な支給内容		
計画達成	雇い入れた労働者1人あたり60万円(短時間労働者の場合40万円)	
目標達成	生産性要件を満たした場合、追加的に労働者1人当たり<15万円> (短時間労働者の場合<10万円>)	

Ⅷ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野 事業主経費助成）		< >は生産性の向上が認められる場合
建設事業主が若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合、経費の一部を助成。		
主な支給内容		
中小建設事業主	支給対象経費の3/5<3/4>	
中小建設事業主以外の建設事業主	支給対象経費の9/20<3/5>	

Ⅸ 作業員宿舍等設置助成コース（建設分野 女性専用作業員施設設置経費助成）		< >は生産性の向上が認められる場合
中小元方建設事業主が自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した場合、経費の一部を助成。		
主な支給内容		
支給対象経費の3/5<3/4>	限度額：一事業年度あたり60万円	

※主な要件を記載しています。ご活用を検討の際は詳細な要件等をご確認ください。